

平成30年第3回広尾町議会定例会 第3号

平成30年9月11日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（13名）

1 番	浜 野 隆	2 番	萬亀山 ちず子
3 番	北 藤 利 通	4 番	前 崎 茂
5 番	志 村 國 昭	6 番	山 谷 照 夫
7 番	星 加 廣 保	8 番	渡 辺 富久馬
9 番	小 田 英 勝	10 番	小 田 雅 二
11 番	旗 手 恵 子	12 番	浜 頭 勝
13 番	堀 田 成 郎		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	道 淳 一
兼 出 納 室 長	道 淳 一
総 務 課 長	白 石 晃 基
総 務 課 参 事	松 田 哲 典
総 務 課 長 補 佐	沖 田 一 美
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	折 笠 博 和
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
企 画 課 長	長 田 吉 弘
企 画 課 長 補 佐	宝 泉 大
住 民 課 長	齊 藤 美 津 雄
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	山 畑 裕 貴

兼 住 民 課 長 補 佐	村	上	洋	子
保 健 福 祉 課 長	山	崎	勝	彦
兼老人福祉センター長	山	崎	勝	彦
保 健 福 祉 課 長 補 佐	佐	藤	清	美
地域包括支援センター長	菅	原	樹 美	恵
健康管理センター長	村	上	洋	子
兼養護老人ホーム所長	浜	頭		力
養護老人ホーム次長	金	石	輝	義
特別養護老人ホーム所長	浜	頭		力
兼特別養護老人ホーム次長	金	石	輝	義
農 林 課 長	平		浩	則
農 林 課 長 補 佐	寺	井		真
兼 町 営 牧 場 長	平		浩	則
水産商工観光課長	雄	谷	幸	裕
水産商工観光課長補佐	室	谷	直	宏
建設水道課長	小	川	浩	司
建設水道課参事	北	藤	盛	通
建設水道課長補佐	前	田	憲	一
兼下水終末処理センター長	小	川	浩	司
港 湾 課 長	森	谷		亨
国保病院事務長	渡	辺	將	人
国保病院事務次長	齊	藤	裕	美
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室長	松	田	哲	典
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事	白	石	晃	基
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事	渡	辺	將	人
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事	山	崎	勝	彦
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	佐	藤	清	美
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	菅	原	樹 美	恵
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	村	上	洋	子
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	齊	藤	裕	美
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	沖	田	一	美

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	笹	原		博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長 補 佐	及	川	隆	之

学校給食センター所長	山	岸	達	也
ひろお幼稚園長	道		尚	子
社会教育課長	早	川		修
社会教育課参事	奥	村	京	子
兼海洋博物館長	早	川		修
兼図書館長	奥	村	京	子

〈選挙管理委員会〉

委員長	宮	脇	昭	道
併書記	白	石	晃	基

〈監査委員〉

代表監査委員	大	林		忠
併書記	菅	原	康	博

〈公平委員会〉

委員長	木	下	利	夫
併書記	白	石	晃	基

〈農業委員会〉

会	今	村	弘	美
事務局	西	脇	秀	司

○出席事務局職員

事務局	菅	原	康	博
総務係	保	坂	一	也
総務係主事	林		菜々	美

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、萬亀山ちず子議員、8番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

4番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（前崎） それでは、2点にわたって一般質問いたします。

冒頭、今月6日未明、道内で初めて震度7を観測した胆振東部地震が発生し、多数の方が亡くなられ、また、被災された方に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、1点目でありますけれども、海産（昆布）干場に簡易トイレの設置について質問いたします。

本町の昆布漁が7月15日から始まり、最盛期を迎えております。朝5時からの昆布漁に備え、昆布干場では昆布干しをする方が集合し、採取した昆布を積んだトラックが到着すると、いち早く作業に従事し、小走りで作業するさまは、本町の夏の風物詩とも言えます。

本町の魚種別生産高で昆布の生産高は、昨年は8,500万円、平成28年度は7,000万円と、天候不順等で低迷しましたが、平成26年、27年は、それぞれ1億8,000万円から1億9,000万円と、2億円近い生産高を上げております。昆布漁の着業者数は124戸であります。本町の沿岸漁業の一翼を担っています。

加えて、昆布などに従事する方も1漁家当たり7人から10人程度おり、本町商店等の購買力、消費に一定の貢献をしているものと思われます。干し上がった製品を倉庫におさめるまでの間、午後3時程度まで作業は継続されますが、トイレの設置していない昆布干場では、作業の合間に車で自宅や市街地の公衆トイレまで行かれる漁業従事者がいる反面、特に車を所有していない高齢者の方などは、昆布干場など付近の空き地を利用されている方もおられます。

食の安全・安心の生産現場における衛生面と、あわせて倫理的要素など総合的な観点から、町所有の昆布干場付近に簡易トイレの設置の要望が寄せられております。

本町の基幹産業である漁業振興の上からも、加えて昆布漁業に従事する方の利便性などを考慮して簡易トイレを設置すべきと思うが、町長の見解を求めます。

次に、2点目であります。防犯カメラ設置に関する要綱の制定についてであります。

近年、都市部を中心に、犯罪や交通事故等の抑止並びに犯罪等が発生した場合に、早期解決を図ることを目的として、公共施設はもとより商店街や個人がそれぞれ防犯カメラを設置しております。しかし、一方で個人のプライバシー保護の観点から、防犯カメラの適正な運用に係る規則や要綱を設置している自治体もあります。

本町の公共施設などにも、昨年度から防犯カメラが設置されております。しかし、本町の場合、広尾警察署との防犯カメラ運用に関する協定書を締結しているものの、本町独自の防犯カメラの設置並びに管理や運用に関する規定は制定されていないのが実態であります。

「帯広市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」では、防犯カメラの設置及び運用に関し、事業者等が配慮すべきものとして、市民のプライバシーを保護するとともに、防犯カメラに対する市民の不安感を解消し、運用の適正化を図ることを目的とすると規定しております。この中で、1つとして「設置目的の明確化及び撮影の範囲」では、設置の目的を明確にし、必要な範囲に限って撮影をする。2点目として「管理及び運用の体制」では、防犯カメラの適正な管理及び運用に係る管理責任者を加えて操作担当者を指定する。3点目として「設置の表示」については、設置区域内のわかりやすい場所に防犯カメラを設置していることをわかりやすく表示をする。4点目として「画像の適正な管理」では、画像記録装置の設置場所、画像の保管、保存期間を規定しています。5点目として「画像の適正な利用」では、目的外利用及び外部提供の禁止規定があり、法令に基づく手続により照会等を受けた場合、捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合、個人の生命、財産の安全を守るため緊急やむを得ない場合など限定しております。

昨年6月21日に犯罪を計画段階で処罰する改正組織犯罪処罰法が公布され、1年余が経過しましたが、神戸学院大学の佐々木光明教授は、改正組織犯罪処罰法、捜査を理由にその範囲が広がる懸念を指摘しております。

兵庫県宝塚市では、これらのことを鑑みて、防犯カメラの画像の提供について、改正組織犯罪処罰法の運用について不安視をする市民の声がある、したがって個人の権利や利益の保護に留意する必要があるとして、捜査機関には、1つとして発生した犯罪の捜査、2つとして行方不明者の捜索、3点目として交通事故の究明、この3点に限り刑事訴訟法に基づく関係書類の提出を受けて、精査後、必要最小限の画像を提供するとしております。とりわけ改正組織犯罪処罰法に関しては、原則として防犯カメラの画像は提供せず、裁判所の令状による場合に限るとしております。

佐々木教授は、個人情報やプライバシーをどのように守っていくか、これらの仕組みを整える必要がある、それが行政の責務であると指摘をしております。

本町においても、防犯カメラの設置及び運用に関する規定を制定すべきと思いますが、町長の見解を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えをいたします。

1点目の海産干場の簡易トイレの設置についてであります。

海産干場につきましては、町が干場をつくり、海産干場使用料条例に基づき漁業協同組合と貸付契約を行い、昆布漁業者に貸し付けて運用しているところであります。また、漁業者からの要望を漁業協同組合が取りまとめ、町と協議しながら道路の防じん対策など環境の整備を行ってきました。

ご質問にありましたトイレの整備であります。一部個人でトイレを設置されている方もおりますけれども、町での設置はしていないところであります。前崎議員のご指摘のとおり、食の安全・安心の生産現場における衛生面を考えても、環境の整備は必要なことではありますけれども、まちづくりを進める中で行政と民間とのそれぞれが果たすべき役割を踏まえ、行政が主体的に行うのは難しいと考えているところであります。

2点目の防犯カメラ設置に関する要綱の制定についてであります。

本町は、犯罪のない安全で安心して暮らせる町を目指し、警察署と連携した住民への必要な情報提供、町内会や関係機関との連携した防犯対策などに取り組み、安全・安心なまちづくりに努めております。また、その取り組みの一つとして、事件・事故を未然に防ぐため、防犯カメラを、平成29年度に広尾小学校付近に1基、本年8月にひろお保育園付近に1基設置しているところであります。

防犯カメラの設置、運用に当たり、住民のプライバシーを保護する観点から、広尾町個人情報保護条例に基づき利用及び提供の制限を徹底するため、提出先として想定される広尾警察署と個人のプライバシーを保護しつつ、その適正かつ効果的な運用を図るため、防犯カメラ運用に関する協定書を結んでおります。しかし、利用、運用に当たっては想定される情報の提供先が限定されると思われるため、要綱等の制定ではなく協定書という形で運用してきたところであります。

今後、本町が設置する防犯カメラの管理、運用等に関し、広尾町個人情報保護条例の趣旨に従って個人情報の適正な取り扱いを確保するため、要綱等を制定してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 前崎茂議員。

1、4番（前崎） まず、1点目の海産干場に係る簡易トイレの設置の関係でありますけれども、先ほどのご答弁、以前、道路の防じん対策ということで舗装していない道路のほこりが舞って、昆布を干したところにちりが舞い落ちるということで、この議会でも取り上げた経緯がございますけれども、このときも、いわゆる食の安全・安心という観点から取り上げさせていただきまして、このことは早速実現していただいて、もとより生産者は大変歓迎しておりますけれども、やっぱり消費者の観点から見ても、この食の安全・安心ということについては、細心の注意を払っていく必要があるかというふうに思っております。

実は、この簡易トイレの設置なのですけれども、以前から海産干場近傍に簡易トイレを設置して

ほしいというような意見が寄せられていたところでもあります。とりわけ近年は、昆布干しに従事する方も高齢化をされておりまして、簡易トイレの設置というのは年々ニーズが高くなってきているところでもあります。したがって、当然、町にもこれらの要望については、例えば町長のふれあいトークですとか、あるいは産業団体のそういったいろいろな懇談を通じて要望も寄せられていると思うのですが、この点について町としてどのように捉えているか、お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 前崎議員から今、以前にも防じん処理などの整備を進めてきたというところのご意見があったところでもあります。確かに海産干場の防じんを処理する対策も町として行ってきたところでもあります。このことに関しましては、生産性が伴うもの、生産に関することで、それぞれ町として行政として対応してきたところでもあります。

今回のトイレの関係につきましては、生産者の方が働く環境を整えるというところは、ぜひ生産者が自主的に行っていただくべきものだというふうに考えているところでもあります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 海産干場も広尾町内に大小それぞれありますけれども、例えば中広尾地区の海産干場が一番本町では昆布漁の着業者が利用している戸数が多いのかなと思うのですが、個人で1基だけ設置しておりますけれども、これはあくまでも個人ということで、ほかの方はなかなか利用しておりませんし、そういった意味で、今のご答弁ですと生産者がそれぞれ設置しなければならないというふうには聞こえるのですが、実際、昆布漁の期間というのは、7月から9月もしくは10月だと思うのですね。例えば固定的なトイレですと100万円単位のお金がかかりますけれども、レンタルですとかそういう形であれば4か月間の費用ですから、そういった部分で、例えば今、現に住民の方あるいは従事されている方からの要望が、少なくとも私は複数の方からお聞きしておりまして、当然、町長も、あるいは行政担当者も聞いているかとは思っているのですが、やっぱりそういったことにきちっと、生産者が個々に行うのではなくて、これは広尾町が造成した海産干場でありまして、海産干場使用料も取っておりますので、その辺、総合的に判断してどうかなと思うのですが、例えばレンタルした場合の費用的なコストではどのように押さえているのか、これについてもお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 最初に、レンタル料についてお答えをさせていただきます。

手元の資料では、4か月で大体20万円強かかるというふうに言われているところでもあります。

また、議員が、行政が行うべきものだというふうにご意見をいただいたところでありすけれども、お金についてはそんなに多額なお金ではないのですけれども、やはり民間の方と、それから行政が行う役割分担、そのところが、これから町をつくっていく上では重要なことかなというふうに思っているところであります。議員もいろんな研修会ですとか講演会ですとか、いろんなところに出かけられて活動しているというのは十分承知でありまして、その中でやっぱりこれからのまちづくりについてのところも、十分議員も承知をしているところだというふうに思っているところであります。ただ、住民から要望があれば、こういった場でせざるを得ないという立場も十分わかっておりますけれども、何といたっても協働のまちづくりの中で、やはり今までは行政があらゆるサービスを担って、そして住民がそのサービスを受けるという形でずっと進んでまいりました。高度経済成長の中では、それが当たり前になってきたわけでありすけれども、やっぱりそのことが現在の行政の肥大化を招いているという状況下にあります。これからのまちづくり、やはり民間の方が行うべきものは民間の方がやっていただいて、そして行政との役割分担をきちっとしなければ、これから行政が立ち行かなくなる、そんな状況にあるわけでありす。環境整備という議員がおっしゃった状況等々につきましては、十分理解をするところでありすけれども、これからの町をつくっていく上で、その辺の分担について、ぜひご理解をいただければと思っているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 漁業自体は確かに民間でやっておりますけれども、いわゆる広尾町の場合、第1次産業、漁業、農業、林業ありますけれども、それぞれの、例えば農業であれば中山間地域の部分で、国のそういった国費でもって農村部の環境整備ですとか、いろいろなことをやられておりますけれども、総合的に広尾町の産業振興、それから食の安全・安心、そういった総合的な観点から、民間個人で、例えば自分の海産干場であれば非常に割り切れるのですけれども、広尾町が造成してという部分から考えれば、そういう観点では、農業の例えば環境整備とか、そういったことを総合的に勘案すると、もう少し幅広い視野で、幅広い視点で考えていく必要があるのではないかなと。

とりわけ、先ほど言いましたけれども、過日の敬老会で米寿のお祝いをもらった方も、あの中で数名、実際、海産干場の作業に従事をされている方もおりますし、ご高齢ですから車を返上してという形で、非常にそういった方々からも含めて、やっぱりそういった要望というのがありますので、そういった意味では、例えば掌握する産業団体等々、そういったものともきちっとやっぱり実態を把握しながら、最初の答弁では行政が主体的に行うのは難しいと。私は、逆に行政が主体的にそういったことを検討する、そういった必要性があるというふうに認識をして、今回のこの設置について取り上げたわけでありすから、ぜひこれから、いろんな機会がございますので、漁業者あるいは産業団体との協議を通じて、主体的に検討していただきたいなと思っております。

次、2点目でありすけれども、防犯カメラの設置に関する要綱の制定についてであります。

実は、昨年7月に施行された改正組織犯罪処罰法、これはマスメディアでは共謀罪法という形で言われておりまして、これらの共謀罪法、いわゆる捜査の取り扱いに係る部分であります。ご承知

のとおり、この法律は犯罪を計画段階で処罰する法律であります。しかし、計画の定義など曖昧な部分が多いと。このことを受けて宝塚市では、捜査当局の任意捜査には防犯カメラの映像は提供しないと規定しております。したがって、裁判所等の令状がある捜査の場合に限り提供するとしております。宝塚市では、法の適用を不安視する声が住民の中にあると、個人の権利や利益の保護に留意したと、このような形で要綱を制定しておりますけれども、このことに関して町長はどのようにお考えなのか、お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この防犯カメラの設置につきましては、目的を犯罪などそういった抑止並びに犯罪等が発生した場合の早期解決を図るための設置についてであります。そういったことからいけば、そういったことが起きれば、こういった協定書に基づいて、現在、運用を図っているところであります。

議員がおっしゃったとおり、詳細にわたるプライバシーの保護等についての要綱等につきましては、今後、制定する考えでございます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 過般、北海道新聞に、この防犯カメラに係る設置に関する運用等の要綱の制定が道内でも数少ないというような報道がされておりましたけれども、いずれにいたしましても、いわゆる共謀罪法が施行されて、先ほども触れましたけれども、捜査当局の権限拡大が懸念される中で、個人情報やプライバシーをどのように守っていくかと、これが、これらの仕組みを整えるのが自治体の責務であるというふうに思います。

加えて、帯広市は、事業者に対しても、帯広市のいわゆるガイドラインがありますけれども、これらの内容について「事業者等の皆さんへ」という形で、例えば設置目的の明確化及び撮影の範囲ですとか、管理及び運用の体制、画像の適正な管理、適正な利用、それから設置及び運用基準の作成等々、事業者の皆さんに対しても、いわゆる市のガイドライン、これを、当然強制力はありませんし、協力要請という形でありますけれども、こういったことで、帯広市は比較的、平成24年の11月にこのガイドラインをつくっておりますけれども、そういった形で民間の事業者にもお願いをして協力要請をしているということでもあります。実際、帯広市も民間の設置台数については把握していないということでもありますから、全ての把握をしているわけではないのでしょうけれども、やはり市のガイドライン、これをできれば踏襲していただきたいという形で要請をしているところであります。この点についても、町長の考え方についてお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、運用に関しましては、本町の協定書におきましては、閲覧をする場合、それから提供する場合、保存する場合、それから秘密の保持、こういったことをしっかり協定書で定めながら運用をしているところであります。

今ご指摘のあった帯広市を含めて先進的な町村もあるわけでありまして、ガイドライン含めて、帯広市は事業所の方々についても周知をしているということでもあります。本町においても要綱を定めて、それぞれ対応してまいりたいというふうに思っているところでもあります。

1、議長（堀田） 次に、11番、旗手恵子議員、登壇の上、発言を許します。

1、11番（旗手） 初めに、障がい者雇用の促進について町長に質問します。

中央省庁の障がい者雇用にかかわる水増し問題が明らかになりました。障がい者雇用については、障害者雇用促進法で、働く人のうち一定割合以上を障がい者とすることを義務づけています。この割合は、法定雇用率と呼ばれ、民間企業は2.2%、国、地方自治体等は2.5%で、今年度からそれぞれ0.2ポイント引き上げられました。2021年4月までにさらに0.1ポイントずつ引き上げられるということです。

厚労省の指針は、身体障がい者手帳や知的障がい者の療育手帳を持つ人や、知事が指定した医師の診断書のある人などを雇用率に算入できるとしています。しかし、中央省庁では、手帳を持たない人も算入していたことが判明し、認識の甘さが指摘されたのは当然のことと思います。

十勝管内はどうかというと、報道によると不正な雇用率算入はなかったといえます。しかし、本町も含む12市町村で、法定雇用率を満たしていないということです。

そこで、改めて町長にお聞きします。

本町での障がい者雇用については、どのような方法で確認しているのでしょうか。

また、本町の障がい者雇用率は1.91%と報じられていますが、実態はどうなっていますか。

2021年には、さらに引き上げられるということです。障がいのある人も働きやすい環境をつくり、積極的に雇用促進すべきだと思います。憲法第27条1項は、障がい者を含む全ての国民に働く権利があり、働く意思と能力を持つ人が働く機会を得られるよう対策を講じることを国に義務づけています。

障がい者の場合、働く機会を得にくいのが現状です。そこで、障がい者の働く権利を守り、働く機会を広げる制度として、国は法定雇用率の仕組みを設けました。水増し問題は、この仕組みで国や地方自治体が障がい者の働く権利を侵してきた重大問題だと思います。

町長は、障がい者の雇用について、どのようにお考えでしょうか、お答えください。

次に、介護保険制度改定による影響について質問します。

2018年、介護保険法改定と介護報酬改定による制度の改変が行われ、本年8月から利用者負担に3割が導入されました。今まで2割負担だった一定額以上の所得の人のうちで、ひとり暮らしで年収340万円以上などの人の利用料をさらに3割へと上げました。負担が増える人数は何人になりますか。

もともと介護保険は、2000年の制度発足以来、サービス利用料負担は15年間、1割が続いてきました。2015年8月から2割負担が導入されました。このとき安倍政権は、2割負担になるのは余裕のある人たちという都合のいいデータをでっち上げて、負担増を正当化しようとしていました。法案審議の中の国会でデータ捏造が発覚し、大問題になりましたが、あくまで負担増を強行しました。

2割負担実施後、本町でも利用抑制、施設退所せざるを得ないなど、サービスを減らさざるを得なかった人もおりました。厚生労働省の委託調査でも、2割負担の利用者で介護サービスを減らした人の35%が介護に係る支出が重いことを理由に挙げています。1割負担の人で費用負担を理由にサービスを減らした利用者は7.2%にとどまっていることと比べても、その影響は極めて深刻と言わなければなりません。

お金のことが心配で本来必要なサービスを諦める人が出るのではないかと、私は、そのことを心配します。その心配はないと言えますか、お答えください。

次に、負担割合を区分する所得基準は、国会の議決なしに内閣が閣議決定で自由に決められる政令で定めることになっています。そのときの内閣の考え次第で、際限のない利用者負担増が可能になるのではないのでしょうか。

保険者機能の強化が今回の介護保険改定の最大の狙いと言われています。全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援、重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化を進めるといいます。これは要介護認定を受ける人を抑制し、サービス利用を抑え、給付費を減らすことに、市町村を駆り立てることになるのではないのでしょうか。例えば、10月から訪問介護の生活援助で利用回数を厳しくチェックし、過剰とされた利用者のケアプランを自治体に設けられた会議が検証する、要介護度の変化率を評価する、一定期間における要介護認定者の維持・改善率が高い市町村を高く評価する、これは介護保険の趣旨から逸脱した危険な発想だと思います。

それに加え、政府は、ケアプランの作成は利用者負担の導入を求める、要支援1、2に続き、要介護1、2の生活援助まで介護保険から外し、総合事業に移すことも検討しているといっています。軽度者が必要なサービスを利用できなくなれば、早期に適切な支援が受けられなくなり、重症化を招く事態を広げる危険があります。

ドイツでは、最近、介護保険を改定し、軽度者への給付を拡大したといっています。日本と制度の違いもあり単純比較はできませんが、軽度重視の流れは注目を集めているといっています。介護保険料を負担しながら、いざというとき使えない制度では困ります。安心できる老後のため、高齢者の尊厳と権利を守る介護保険運営を行うべきと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。答弁を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えをいたします。

障がい者の雇用の促進についてであります。

国が定める障がい者の法定雇用率は、本年4月1日から2.5%であります。本町におきます障がい者雇用率は、6月1日現在1.92%となっておりまして、法定雇用率を下回っている状況にあります。職員の採用につきましては、十勝町村会における採用試験を経て、本町における最終試験で採用を決定しており、近年、最終試験において障がいのある方の受験者がおりませんでした。これらの障がいのある方の確認につきましては、障がい者手帳、また、療育手帳で確認をするところであります。

今後、十勝町村会の後期の職員採用試験があり、本町も採用を予定しておりまして、本町における最終試験において障がいのある方が受験した際には、総合的に判断をして障がい者雇用の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の介護保険制度改定による影響についてであります。

まず、1点目の利用者負担割合の関係であります。

昨年度、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が制定され、公布、施行されているところであります。高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性の確保に配慮しつつ、サービスを必要とする方にサービスが提供されることを目的とし、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」が掲げられております。このうち「介護保険制度の持続可能性の確保」の観点から負担割合の見直しが行われ、自己負担率が2割に該当されている方の中から、特に所得が高い階層にある方の負担割合を3割に改正し、本年8月から施行されているところであります。

ご質問にありました利用者負担が3割に該当する方の人数であります。本町では4人の方が該当されております。これらの方について調査を行ったところ、利用の抑制もしくは施設を退去された方は今の時点ではないとのこととあります。該当された方には、サービスの利用制限などにならないよう、引き続き丁寧に説明してまいります。

2点目の所得基準の関係であります。

議員おっしゃるとおり、利用者負担割合の判断基準となる所得につきましては、政令で定める事項とされております。国におきましても、制度の持続性その他の制度との公平性を鑑み、見直しを図ったものと思われませんが、サービスの利用者の負担が増えないよう、今後も国の政策や制度改正の内容には十分注意を払い、必要なときにはしっかりと国に要請してまいりたいと思っております。

3点目の保険者機能の強化に関する懸念であります。

昨年度の法改正におきまして、「地域包括ケアシステムの深化・推進」が柱の一つとしてうたわれておりますが、そのうちの保険者機能の強化に関しましては、地域の課題を把握した上で実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目的としておりまして、高齢者の自立支援、重度化防止に向けた取り組みへの推進が強化されたところであります。これは住みなれた地域で高齢者が健康な状態で人生を送るために介護予防、重度化防止を強化、推進する取り組みでありまして、介護を必要とし認定を受けたいと希望される方に対しサービスを抑制することを目的としたものではありません。介護サービスを必要としている方に必要なサービスを利用していただくことは、至極当然のこととあります。

本町でも、地域包括ケア会議や医療・介護連携事業等を通して、多職種が連携し、利用者の状態に応じた適切なケアやサービスの提供に努めており、今後も引き続き、必要とされる方へ必要とされるサービスが適切に提供できるよう取り組んでまいります。

4点目の安心できる老後のため、高齢者の尊厳と権利を守る介護保険運営を行うべきとのご指摘であります。

議員がおっしゃるとおりだと思っております。今後も法令を遵守し、適正な介護保険の運用に努めるとともに、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、自立支援、重度化防止に向けた取り組みを進め、高齢者の方の選択と意思決定を尊重した地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 1点目の障がい者の雇用の関係ですが、今、町長の答弁できちんと手帳で確認をしているということなので安心をしましたがけれども、しかし法定雇用率を下回っているという事実はそのとおりなので、ぜひこの改善に向けて新年度取り組んでいただきたいなというふうに思います。

採用の予定はあるということでしたけれども、障がいのある方がやはりそういう就労の場を確保するというのは、本当に大変なことだと思うのです。この趣旨にのっとって、きちんと障がいのある人への支援もしていく中でなければ、働く場の確保というのはできないと思うのです。働きやすい環境づくりだとか、そういうものも充実させることも考えなければ、ただ試験を受けて合格したら採用ですよという、そういう機械的なことでは雇用率は高くないのではないかと思います、その点について町長はどのようにお考えでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） これまで職員の採用につきましては、町村会の採用試験で行っているところでありまして、ほかの町村も同じ悩みなのですが、障がいを持たれた方の受験がないというのが実態でありまして、今後そういう方が受験された場合には、総合的に判断をして採用するという方向で検討させていただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 今年の予算議会ของときにも、障がいを持っている方たちの雇用の場、町としてできる、そういうものも増やすべきだということで、私は取り上げさせていただきました。そのときは職員としてという意味ではなかったのですが、やはりここで雇用の問題が大きくクロー

ズアップされたということですので、ぜひ町としても、この法定雇用率を達成できるような、そういう取り組みをぜひしていただきたいと思いますが、環境づくりも含めてということで努力されるように、これは希望したいと思います。どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議員のおっしゃる趣旨に沿えますように、しっかりと努力をしていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時44分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 次に、介護保険制度の関係で町長にお聞きしますけれども、町長は所得が高い方が3割負担になるのだからやむを得ないというお答えだったと思うのです。1次質問のときに言いましたけれども、厚生労働省もそう言っていて、実際に実施した後に調査をしたと。そうすると、2割になったときの後ですね、調査をして2割負担の利用者で介護サービスを減らした人の割合が、35%が介護の負担が重いから減らしたと答えていると。1割負担の人で費用負担が重いからサービスを減らしたという人は、7.2%だったというのです。ですから、2割負担になってサービスを減らした人は35%もいたわけですから、所得が高いからこのくらい負担してもいいのではないのですかというのは、これは厚労省がそう言ってそういうふうに決めたのだけれども、実際にはそうではないのではないかと思います。

私も町内、いろんな方とお会いして話す機会があるのですが、広尾町は介護の利用率が低いと、元気な高齢者が多いのだということをよく聞きます。確かに元気な高齢者の方、いっぱいいると思うのです。ですけれども、経済的な理由から我慢をしてサービスを受けていないという方も私はいると思うのです、実際に話をしてみても。今年から介護保険サービスの利用者負担の軽減も減額されたこともありまして、年金生活者にとって一回一回の利用料というのが負担になって我慢している人もいるのではないかと思います。実際に介護サービスを受けたらと言っても、いや、もう少し我慢する、そういうふうに実際に言っている方がいらっしゃいます。町長は、そういう声を聞いているのかどうか、そういう人はいないと言えるのかどうか、まずお聞きします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 介護保険料が高くて差し控えているという、直接的には私は耳にはしておりませんが、議員がおっしゃったように一般的にはそういう方もいらっしゃるという、いろんな報道は認識をしているところであります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 町長は耳にしていないということなのですがけれども、一人一人の経済的に大変だから受けないのだということ、そういうことを口に出すこと自体、やっぱり高齢の方ははばかりられるというか、なかなか言いません、直接は。そういうストレートには言いませんけれども、実際にはそういう人もいるということをぜひ認識していただきたいと思うのです。

それで、次にお聞きしたいことは、介護保険料の滞納による差し押さえ処分というのは、本町の場合やっているのかどうか、そのことについてはどうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） そのようなことはございません。

1、議長（堀田） 旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 介護保険料の滞納ということもたくさんありますし、その差し押さえ処分ということがされると、ますます大変になっていくと思いますので、その辺については、実際に配慮した運用をしていかなければならないかなというふうに思うのです。

昨年成立した介護保険法で、各自治体の介護保険の行政を国が採点して評価すると、自立支援の取り組みがされているとされた自治体には予算を重点配分するという仕組みがスタートしましたので、そこで例えばケアマネジャーの方ですとか、包括支援センターですとか、判断に非常に苦慮する場面というのが出てくるのではないかなというふうに思うのです。お金をたくさんやる、やらないということですから、町長も常に財政が大変だ大変だと言っている中で、やっぱり少しでも多くもらえたほうがいいと思うかもしれないけれども、介護保険という性格からいって、やはり必要な方に必要なサービスが提供されるという、そのところは譲れないところだと思うのです。それを包括支援センター、ケアマネジャーさんの判断を超えて、町がもっと減らすべきだとか、指導と言っているのかどうかわかりませんが、そういう関与があってはならないと思うのですけれども、そのことについて町長はどのようにお考えでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 本町を含めて南十勝で介護保険、介護の認定会議などを行っているわけですが、やっぱり議員おっしゃったとおり、サービスを受けたい方がどんなサービスを欲しいのかという、介護保険精神そのもので運用しておりまして、今までそういった異議の申し立て等、ほとんどない状況にあります。

今後におきましても、それぞれサービスを受けたい方のニーズに寄り添いながら、この介護保険サービスの運用を図ってまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 何度も言っていますが、やっぱり軽度な方が必要なサービスを利用できなくなれば、だんだん重症化していくというのは、これはもう明らかなことですから、ぜひそうならないような介護保険ということを維持していただきたいと思います。実際にサービスを減らしたことで、前にも言いましたが、大阪府の大東市というところは、国のこういう施策を率先してやっている自治体なんですけれども、そこではサービスを取り上げられたことで要支援1だった方がどんどん必要なサービスが受けられなくて、市のほうが提起したそういうサービスに切りかえたことによって、足の指を切断しないとなくなったりとか、そういう重症例になったということも、報道では私たちも目にしているのです。そういうことがないように、本当に住民に寄り添ったサービスができるような方向をぜひ進めていただきたいと思います。そういう保険者機能の強化ということが言われているけれども、それに対しては、やはりこれまでの介護保険の基準というものを後退させないように、ぜひ住民の立場に立った施策を進めていただきたいと思います。その点についての決意をお聞かせください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 毎回、議員のほうからご心配をいただいているところでありますけれども、本町におきましては、高齢者が住みなれた本町で健康に人生を送れるように、この介護保険事業の運営をしているところであります。国でいろんな法律改正など行われているわけですが、今まで議員が心配されたようなことは、本町は一度もそういうことをしておりませんで、高齢者の方が必要なサービスを受けられる、そんな体制、これからも維持をしていきたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 次に、10番、^{おだ}小田雅二議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（^{おだ}小田） 1つ目は、町の経済的活性化ということで、このことについての町の姿勢と意気込みについて、そして経済的な部分での町の計画と実際の進捗状況について聞きたいと思います。

町の計画とは、紛れもなく、23年から32年までの第5次広尾町まちづくり推進総合計画であり、

また、もう一つの計画とは、平成27年から31年の5年間の広尾町の総合戦略であります。町長は、この質問について、答弁するに当たって、既につくられているこれらの計画について、ざっと目を通されたかと思います。誰の目から見ても、現在の広尾町の状況と、そしてこの2つの計画からは大きくかけ離れていると考えるのではないかと思います。この点について、まず総括的に町長の答弁をいただきたいと思います。

2つ目は、今月6日に発生した北海道胆振東部地震について質問です。

質問前に、被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、できるだけ早い復興をお祈りしたいと思います。

さて、本町におきましても、今回の長時間にわたる停電や、電話やインターネットが不通になったことで、町長からの行政報告にもあったように、農業関係では生乳の生産者側において大きな経済的な損失があったり、また、一般の日常の生活面においても、大変不便な状況が続いたわけであり、このことについての行政としての対応等について、より具体的な説明や報告をいただくことで今後における検討課題や教訓等を見出すことができると思います。

最初に、広尾町におけるライフラインがどのようになり、どのように対応、そしてどのように町民へその情報等を周知させていったか、教えていただきたいと思います。

以上、2点お願いします。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） ^{おだ}小田議員の質問にお答えをさせていただきます。

1点目のまちづくりにおける総合戦略の進捗状況についてであります。

この計画につきましては、3年ごとに実施計画を見直して、それぞれ検証しながら総合戦略を進めているところであります。

2点目の今回の地震についての対応についてであります。

このたびの地震の発生後における防災行政無線における町民の方々への情報の周知につきましては、9月6日午前5時45分に町内全域における停電の発生を、午前6時及び午前6時15分に町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の臨時休校を決定しております。また、午前6時22分に本町における地震の基本情報及び余震発生への注意喚起を、また、午後3時4分及び午後3時51分に避難所の開設を知らせたところであります。

停電が長引く中、町民の方々への関心事と思われる停電の復旧の見通しにつきましては、最後まで北海道電力からの情報が得ることができず、町民の方々にお知らせすることはできなかったところであります。

また、停電の復旧につきましては、広尾市街及び音調津地区が7日の午前1時20分、野塚・豊似地区及び十勝港臨港地区が8日の午前0時と、いずれも深夜であったために停電復旧のお知らせはしなかったところであります。

地震発生後におけるライフラインの状況につきまして、電気につきましては、地震発生直後から8日午前0時まで停電をしたところであります。水道につきましては、断水及び水が濁ることもなく、平常どおり給水することができたところであります。固定電話につきましては、停電の影響により7日午後3時から通信サービスが停止し、インターネット、ファクスとともに使用できなくなり、8日午後5時半に復旧したところであります。

通信サービス停止によりまして、119番通報の緊急電話がつながりにくい状態となったため、防災行政無線により、町民の方々へ広尾消防署の災害優先電話番号を周知するとともに広報車を走らせ、町民の方々へ直接お知らせをしたところであります。

携帯電話につきましては、携帯電話会社、また、地域によって違いがありましたけれども、基地局の非常用電源の枯渇によりまして、一時つながりにくい状態になったところあります。

このたびの地震の影響で、道内全ての発電所が緊急停止する、いわゆるブラック・アウトという、これまでに経験したことのない非常事態となったところでありまして、公共施設及び避難所における電源などの確保に当たっては、町が保有する防災資機材を使用したほか、地元業者からの大型発電機の提供や災害協定に基づく地元業者からの防災資機材や燃料の提供により協力があり、大いに役立てることができたところあります。今後におきましても、この災害の対応につきまして、それぞれ総括をし、今後の手だてを早急に検討してまいりたいというふうに思っているところあります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） おだ小田議員。

1、10番（おだ小田） 1つ目の質問、お答えになりましたか。そうですか。

それでは、具体的に、より具体的に。いわゆる地方創生の関係の総合戦略、これについて、大変かけ離れた件が、ポイントが幾つかありますけれども、例えばこれ順番に行くと、貯木場の状態はこの計画を作成した時点で増えていますというふうにありました。これについては、いろんな事件があったりして、事件というか、事故があったりして、今は非常に町も大変な資金を投入してやっているわけですが、これについては具体的にどのような利用状況というか、それについて、今現在わかる範囲で教えてほしいし、例えばそのほかに定期航路の開設に取り組むというふうにあったりして、そして目標としては1つを数値目標として何とかしたいというふうにあったりしますが、これについても例えばどこの、あるいは何件ぐらいの航路を持つ、あるいは船会社といえますか、そちらのほうにプッシュしているのか、いわゆるポートセールスの意味では、港湾用地等については、まだ半分ぐらい残っていますよね。それについても、どのように取り組んでいるのか、具体的に聞きたいと思います。

そして、あと幾つかあるのですけれども、新規就農について、5年間で数値目標として100人ぐらい何とかしたいという目標あるいはまた町の仕事づくりに貢献した企業を5年間で10社ぐらい増やすと。そのような具体的な項目についてもあるのですけれども、これについて、どのように答えて

いただけるか、お願いしたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時22分 再開

再開します。

おだ
小田議員。

1、10番（小田） 1番目の質問については、とりあえずわかりました。

それでは、2つ目の質問についてです。これがなかったら、えらいことだな。

具体的に、多くの人が情報を得るために、ブラック・アウトですから、テレビも見られない、車にテレビがついている人は車から見ればいいのでしょうけれども、多くの人が見たいために、まず、どうしたらいいかということなのですけれども、これは今後もこういう災害に遭った場合に、このことは当然出てくると思うのですけれども、4か所の避難所において、幾つかの避難所ではテレビが置きやすかったのではないかなと思うのですけれども、そこでテレビを開設したかと思うのですけれども、このことについては今後も当然そうだと思うので、それなりに対応を速やかにできるようにすることはできるので、まずこれが1つですね。

あと、済みません、5つ、6つ、細かいところをいきますので、メモをお願いします。

あと、防災無線のほうで、電池が切れて自宅で聞けなくなったという方が結構多くて、そしてそのことについて役場でも問い合わせがあったりというふうに聞いていますけれども、これについても前にも1回役場のほうから周知するようにしたかと思うのですけれども、また再度お願いすることで、情報が適宜に渡るようにお願いしたいと思うのですけれども、これについては広報等で速やかにできると思うのですけれども。

あと、先ほど言われた消防関係、電話がつながらなくなって、緊急事態の場合は大変だということで、広報車を回したりということだったと思うのですけれども、このことについては、今後のこと、これからの高齢化で本当に独居の方とか、いろんな厳しい状況におられる方がたくさんいると思うのですけれども、私は、もちろんこういうふうにされたことは当然なのでも、例えば一つの提案として、つつじまつりなんかのときに看板で会場こっちというような看板ありますね。ああいうところに、わかった時点で、例えばこの災害について起こったいろんな事故とか事件について、速やかに町民に教えるべきことがあれば、そこに定時的に情報を書き込むとか、そういうことをしないと、例えば避難所に行ったら、役場の方からいろいろ話を聞けたり等もするでしょうけれども、大変遠い方とか、車がない方とか、いろんな方がおられますので、そのことをちょっと検討していただきたいと思うのですよ。例えば、集会所で雨風の当たらないようなところにそう

いうものを置くとか、ある程度、定番的に置くことで、いわゆる情報を防災無線でなくても、広報車を聞くことでなくても、いただけるということをぜひとも検討していただきたい。

そしてあと、Wi-Fi、インターネットの関係で、町のインターネットはドコモですか。いや、どこでもいいのですけれども、私もつながらなくて大変苦労して、ややこしいテザリングとか、そういうのも人に頼んでできたりもしたけれども、町としてはWi-Fiを飛ばしているところは、サンタの山のところでありますよね。あそこでもだめだったということになりますか。その辺は確認していないのですね。はい。それはいいのですけれども、このWi-Fiについて、例えば大きく分けると、ドコモとソフトバンクと、それとauとあるから、その3つのポケットWi-Fi、ちょっと簡易的だけれども、そういうのを用意しておいて、そうすると、どうしてもネットでつないで情報を得るとか、そういうときにはできるかと思うのです。ですから、その3つ掛ける月3,000円とか、そのぐらいでできるのだから、そういうことはちょっと検討していただきたいのは、本当に必要なかどうか、私は絶対必要だと思うのですけれども、こういった場合。その辺はしっかりと検討していただきたい。

そしてあと、この地震において、広尾町がこうむったいろんな今のありさまプラス、あと情報を得る電話会社とか、あと電力会社からいろんな情報を得たと思うのですけれども、これについての総括レポートみたいのを多分つくられるかと思うのですけれども、それは非常に、例えば携帯電話がつながらなくなったのは、今聞いたのですけれども、一回つながったり、まただめになったり、いろいろあっちこっちしましたね。その辺は、道路沿いのメーンの基地局のところの電源がダウンしたりアップしたりとかというふうに、今聞いたのですけれども、その辺についても、情報としてはなかなか細かくわざわざ教えてくれないうえです。ですから、その辺についても、こうだった、ああだったというような、せつかくのこういう大変な事件をこうむったわけですから、これを逆利用する形で教訓を得る形で、その辺の情報を再度広報等にこのありさまについては、私は町民として、ぜひとも知りたいし、町としてもお知らせするべきかと思っておりますので、今、かなり具体的に聞きましたけれども、その辺についてお答え願いたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時30分 再開

再開します。

答弁。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 具体的にありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、避難所の開設でありますけれども、開設をすると同時に、当然、電気の供給が第一でありますから、発電機を持って行って、電源の確保、そしてテレビの情報収集、そして今、それぞれ携帯電話の電源を求めてくる方が大変多くありました。そういったことで、避難所におきましては、情報収集ができる態勢をとったところであります。

また、住民の方が、防災無線、電池切れで子機が使えなかった方がたくさんいるようであります。前回もそのようなことの指摘があつて住民に周知したのですが、そのときは電池を交換したりしてくれるのですが、また忘れてしまってそのままになっているところが大変多くあったところでありまして、再度この点につきましては、定期的に今度やっぱり周知をしなければならないと思つておりまして、そういった意味で住民周知、徹底をしていきたいなというふうに思つております。

また、町のあちらこちらに掲示板を置きながら住民に情報収集というお話でありましたけれども、こういった、言ってみれば大規模ないろんな災害等々につきまして、やはり何といつても、情報を集めるところは災害の本部である役場、それから避難所、ここに集中させるべきだというふうに思っているところであります。

次に、情報の収集方法でありますけれども、本当に電話がとまってファクスがとまってインターネットもとまったという状況であります。唯一、そういう通信業者から電話が来たのがNTTでありまして、NTTが十勝の消防局にふぐあいが発生しているのだという通報があつて初めて情報提供があつたところであります。ほかの会社からは一切情報提供がございません。そういった意味では、それぞれ通信業者に情報の提供などを求める必要があるのだというふうに思つております。特に119番通報でありますから、緊急を要するわけでありまして、そういった意味では、住民にこのことも8日から10日まで、それぞれ防災無線、それから広報車を走らせて対応をしたというところがございます。

また、このたびの教訓につきまして、議員おっしゃるとおりであります。やはり災害ある都度に、それぞれ総括をして課題を整理しているわけであります。今回、本当に短い人で丸1日、長い人で丸2日でありますから、そういった、これまでに経験したことの無い災害でありましたので、しっかりと課題を整理して、教訓として洗い出して、そしてまた住民周知等々につきまして対応を図つてまいりたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） おだ小田議員。

1、10番（おだ小田） Wi-Fi の件なのですが、これはお答えにならなかったから検討していただけるのだと思うのですが、その簡易なWi-Fiのルーターを設置することではなくて、他町村で、鹿追か、あっち側で全域かどうかちょっとわかりませんが、町の全体にWi-Fiのサービスを網羅するようなこともしているわけですが、そのときに契約するインターネットの関係が3社もあるので、3社全部共通にできるかどうかというのは、その辺はわかりませんが、もしあれだったら、3等分といったらあれですけど、そういうふうにしていくと、危険負担というか、つながらなくなる可能性が3分の1に減っていくわけだから、このネット

の時代に、町はその辺も他町村からいろいろ情報なり教えを請うなりして、やるべきだと私は思いますけれども、ネットにつながるときに犯罪の可能性とか、そういうことも言われるかもしれないけれども、その辺は徹底して検討して、そして行くか行わないか、そこまでやっていただきたいと思いますけれども、それについてお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） どういうふうな形で情報を伝えるかというところは、これからの検討課題でありまして、ぜひ研究をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、Wi-Fiのことに言え、NTTの回線が落ち、それからNTTの通信設備の電源が落ちというところは、多分Wi-Fiもだめなのだというふうに思っておりますので、今回はもともと本体の通信設備のところが電源が非常電源に切りかわったのですが、その非常電源ももたずに落ちたというところで発生した事故でありますから、その辺も含めて研究をさせていただきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 次に、8番、渡辺富久馬議員、登壇の上、発言を許します。

1、8番（渡辺） 私は、2点について町長あるいは教育長の判断を仰ぎたいというふうに考えています。

1点目ですけれども、皆さん毎日のようにお通りになってわかるだろうというふうに思いますが、臨港道路十勝港線、通称港湾道路なのですけれども、その壁画が非常に汚れが目立ち、醜くなっているということが方々から指摘されておまして、それについてどうこれから対応していくのかということをお伺いしたいと思います。

昭和60年に完成して、重要な交通路として利用されてまいりました。平成8年のフェリー就航に伴い、十勝の玄関口として夢と期待を背負いながら、各市町村の宣伝を担う画期的な取り組みとして壁画を描いたものであります。

その後、平成11年ですか、フェリーが撤退し、壁画だけが残るという、そういう状況になってまいりました。年月がたちまして、今では色あせ、風雨にさらされ、汚れが目立っている。このままでは、見ばえの悪い姿をさらし続けるだけになってしまいます。

この企画は、港湾建設業者の寄附行為による協力あるいは管内・管外各市町村の応援があった貴重なものと考えております。

今後、どのように対応するか、町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

次に、町内に現存する記念碑あるいは像を、関係先といいますか、どこへどう移転していくのかということをお聞きしたいなというふうに思います。

項目別に挙げてありますけれども、私も現地に行ってみまして、本当に草深いところにある像だとか、あるいは碑を散見しますので、これについて、どうこれから対応するのかということの

お考えをお伺いしたいというふうに思います。

まず、第1点は、旧広尾小学校玄関前にある昭和42年に寄贈された石碑であります。「よく学びよく遊べ」という石碑でありました。これについて、これをどうするのか。

2番目には、同じく旧広尾小学校のグラウンド横にあります開校100年記念時の像、「われら海の子」という像がございまして、大変すばらしい像だと思います。これをどこに移転するのか。

それから、シーサイドパーク旧事務所前にある広尾ロータリークラブから寄贈された母子像、親子像というのですか、これをどのようにするか。

同じく旧水族館前にあるベルゲン水族館、1980年だったかな、提携記念時の像、カモメのブロンズ像がありますけれども、これも本当に草を分けて行かなければわからないところにありましたけれども、これをどうするのか。

それから、もう一つは、シーサイドパークの駐車場にありますけれども、皆さんご存じかと思いますが、大きな夢街道の案内看板があります。すごい立派な看板ですので、これを動かすのも大変だろうなと思いながらも見ておりましたが、この今まで、今言いました3番、4番、5番は、実は私の口から言うのも大変はばかられるのですけれども、私にも責任がありまして、青少年教育協会が終了するときに、本来ならそういうきちんとした処分をしなければならなかったという、そういう反省を踏まえまして、じくじたる思いで発言しているわけでございますけれども、これを含めて、町長並びに教育長のお話をお聞きしたいというふうに思っております。

以上です。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 渡辺議員の質問にお答えをいたします。

臨港道路の壁画の関係についてであります。

この壁画につきましては、昭和60年、港湾道路の擁壁に十勝管内の各市町村の特色ある絵を壁画にしたものでありまして、平成8年にはフェリー就航を記念し、18社で構成する十勝港及び大津漁港建設業者連絡協議会によりまして、それぞれの壁画を改修していただいたものであります。壁画の内容につきましては、当時、十勝管内市町村及びえりも、様似、浦河を含む23市町村からいただいたカラーイラストに基づきまして、1枠縦4メートル横5メートルの観光PR用として制作し、以来22年経過し、風雨にさらされ黒く汚れているところであります。修復するには、コンクリート色に塗り潰す方法もあるかとは思いますが、それだけでも多額な費用となるところであります。

十勝港の施設には、老朽化により更新していかなければならない道路転落防止柵、防舷材等がありまして、補助対象となる施設につきましては、計画的に国の交付金による財源を確保しながら、事業の執行を予定しているところであります。しかし、補助対象とならない施設につきましては、厳しい財政状況のもと、多額の財源の確保は難しい状況にあるところであります。事業の優先順位からいたしますと、非常に厳しい状況にありまして、見苦しいことではありますけれども、当分の

間は、現状のままと考えているところでもありますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、町内に現存する記念碑、記念像、また、看板の取り扱いについてであります。

ご指摘ありました5つの記念碑等につきましては、当初の設置に当たって経緯などが違うことから、一律に同じ方法での対応は難しいものと考えているところでもあります。

また、これらの記念碑等につきましては、それぞれの構造、老朽化の違いなど、現状も異なることから、安全性などの状況を見きわめながら、また、寄附者の意向なども確認をしながら、移設等を含めて今後協議してまいりたいと思っているところでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 渡辺議員。

1、8番（渡辺） 壁画の関係なのですけれども、毎日のようにあそこを散策している町民が、何かあれを見ていると、寂れ行く広尾町を見ているその象徴のように思うと、そういうふうに言っておりました。それから、7月ごろに広尾に見えた私の友人なのですけれども、ここの壁画に描かれている町村の一町民なのですが、この方が、だんだん汚くなっていく自分の町の壁画を見ていると、ゴーストタウンのように見えてしまう。あるいは、ホラー映画のポスターのように、だらっとなっている。そういう状態が非常に寂しいという声が聞こえております。どのように対応するかにしても、現存のままにするにしても、今まで協力のあった港湾関係の企業あるいは他町村に対して、礼を失することのないように誠意を持って説明する責任はあろうかというふうに思っております。

町民憲章の中に、「わたしたちは、港とともにひらけゆく、広尾の町民です」ということ、また、町歌の中に「のびゆく広尾 のびゆく広尾 わかさの広尾」というこの文章があります。これからいまでも、老朽化したものをそのままにしていこうというのは、非常に抵抗があるのではないかという気がいたします。「夏草や兵どもが夢の跡」、芭蕉の句です。右肩上がりの発展途上時にこうした建造物が時代の変遷とともに風化していき、そういうことは当然あると思いますけれども、そこは町長のポジティブな思考をもって、どのように対応するかをお聞かせ願いたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） いろいろなご意見を賜ったところでもあります。ここに壁画の写真を持っているのですが、おっしゃったとおり、上から黒く流れているのですね。本当に、大変見苦しい点、申しわけなく思っております。

早速見積もりをとったところ、400万円、500万円というお金が、見積もりが出てまいりました。本当に協力をいただいた各町村については、大変申しわけなく思っているところでもあります。修復に当たりまして何かいい知恵はないかと、今、知恵を絞っているところではありますが、今のところ知恵が浮かんでまいりません。議員のほうで、理詰めに原則論を言われますと、大変苦しいのです

けれども、しかしやっぱり周りののり面がきちっと緑で整備されていますから、余計に目立つのですね。この辺につきまして、今後どうするか、再度検討させていただければと思っております。

1、議長（堀田） 渡辺議員。

1、8番（渡辺） 1点目、本当によろしくお願ひしたいというふうに思っています。

2点目なのですが、今、答弁あったのですけれども、町内に現存する記念碑や像は、設置の目的や経緯の違いというのがあって、一概的にあれすることはできないというお話でした。当然、そういうことはわかっておりますけれども、ただこれは、例えば1番、2番が教育委員会の管轄になるのかと思いますし、あるいは3番、4番については、これは町のほうの、私の責任になりますけれども、町のほうの管轄になるのかというふうに思います。案内板については、観光課になるのかどうかというのは、ちょっとはっきりわかりませんが、そういうふうに分類して考えていただければと思います。

私も、広尾小学校の石碑、昭和42年に建てられたもの、それから開校100年の「われら海の子」の設置については、移設場所を、移設できるかなということで見えてまいりましたが、これは現広尾小学校の敷地の中で、移設する場所があるのではないかと考えております。この辺については、教育長に答弁願ひたいというふうに思いますけれども、3番、4番につきましては、これは提案なのですけれども、できればなくすることなく、シーサイドパーク内における博物館の庭といいますか、俳句の句碑があったりなんなりする場所の、あの辺のちょっと見ばえのいい場所に設置するのがいいのではないかなというふうに考えています。

それから、案内看板については、大変本当に立派過ぎて、費用というのはかなり莫大にかかるかなというふうな気はしますけれども、ただ、これはそのまま置いておくといっても、最初の設置目標がやはり広尾町の観光なり、あるいは管内の観光なりということを表明してつくったものでありますから、だからそのことが目的を失ってしまう、あの場所においては失ってしまうのではないかという危惧はあります。ですから、あるいはサンタの山に移設するとかなんとかという人目に触れる場所に移設すべきかなという気がしないではありません。これはもう予算の絡みありますから、かなり莫大な金がかかるというふうにお聞きしていますので、ただ、壊れてしまうまで待つという消極的な考え方ではなくて、何とか移設を考えていただきたいなというふうに思っております。

1番、2番の件については、教育長にお答え願ひます。教育長、最後の答弁になるのかと思います。ちょっと軽い質問で大変申しわけなかったのですが、答弁願ひたいというふうに思います。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） それでは、私のほうから先に、1番、2番についてお答えをさせていただきたいと思います。

旧広尾小学校に設置されております「よく学びよく遊べ」と記された石碑、それと「われら海の

子」の銅像につきまして、私も改めて確認をさせていただきました。非常に状態はいい状態で保たれているのかなというふうに思います。ただ、「よく学びよく遊べ」につきましては、以前には何かPTAの皆さんが修復されたというようなことも過去にあったというふうに聞いております。

いずれにしても、状況は非常にいい状態でございます。そういった意味では、旧第二小学校と統合されました現在の広尾小学校の敷地内への移設がふさわしいのではないかと、私も思っております。例えば、国旗掲揚塔もございますし、そういった付近もスペースがありますので、そういったところへの移設というのも検討してまいりたいと思いますけれども、これも先ほど来町長のほうからお話ありましたように、実際に移設となりますと、どのような費用がかかるのか、あるいはそれらも調査を含めまして、関係者の方々ともよく相談をさせてもらう中で、検討させてもらいたいというふうに思います。よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、議員のほうから3番、4番、5番、これは広尾町のほうでというところでありまして、3番、4番、これもやはりどこがふさわしいのか、議員のほうから提案がございました、そういった博物館など検討させていただいて、いつできるかというところは今申し上げられませんが、検討させていただければというふうに思います。

5番目の夢街道の案内看板でありますけれども、あの案内看板は広尾町、南十勝5町村でやったことでありますけれども、それぞれ同じ看板を5町村で設置をしております。あそこのところは、広尾町はこういう位置にありますよという位置図的な観光案内というまでもなく、広尾町を訪れた方が、広尾町は十勝の中でこういう位置にありますよという、そしてまた市街地もちょっと小さくあるわけでありますけれども、全く目的がなくなったというわけではないと言えますわけになりますけれども、非常に所期の目的からすれば、多くの方が訪れるところに建てたわけであります。もう水族館も遊園地もあるところに建てて、多くの方が駐車場から誘導する、遊園地に行くときにあそこの前を通っていくものですから、非常に所期の目的も達成されたわけではありますが、そういった意味では、非常に効果が薄れているのが現状であります。多くの方が来るところに移設できるのが一番であります。しかし、これ、新しく建設するぐらいかかるのではないかというふうに思っております、そういった意味では、非常に歯切れの悪い答弁になりますけれども、財源含めて検討させていただければと思っております。

1、議長（堀田） 渡辺議員。

1、8番（渡辺） 今の最後の誰も見ない案内板みたいなものは、これからどういうふうになるか。ただ、像とか記念碑を含めて、設置したときの先人の思いを決して忘れてはいけないなというふうに考えています。

教育長、最後になりますけれども、答弁ありがとうございます。長い間、ご苦労さまでした。あ

りがとうございます。

終わります。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） これで、本日の日程は全て終了しました。

あす12日と明後日13日は議事の都合により休会とし、14日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午前11時56分